

人事委員会議事録（第1671回）

1 開催日時

令和3年11月11日（木）15：00～16：30

2 開催場所

兵庫県人事委員会 審理室

3 会議に出席した者

委員長	松田直人
委員	鈴木尉久
委員	長尾真
事務局職員	西村嘉浩
	森本剛史
	吉川昭裕
	岡野揮代美
	委員長
	委員
	委員
	事務局長
	任用課長
	給与課長
	任用課副課長兼給与課副課長

開 会

第1号議案

委員長職務代理者指定の件

委員長が、委員長職務代理者に、鈴木尉久委員を指定した。

第2号議案

議事録の承認を求める件

人事委員会議事録（第1670回）について、審議の結果、原案どおり承認した。

第3号議案

行政B（高卒程度）採用試験最終合格者決定の件

任用課長が、標記試験の実施状況、合格基準及び合格発表日（11月12日）等を説明した後、同試験の合格者（案）を諮り、審議の結果、原案どおり決定した。

（委員）

農学職、林学職で採用予定数を増やしているが、受験者数が少ないので、成績が悪くても合格しているように感じる。行政B区分で無理して採用する必要があるのか。

（事務局）

専門的知識等は、専門試験及び面接試験で確認しており、採用枠を増やしても問題ない。技術系職種は、全国的に人材確保に苦慮している状況であり、合格基準をクリアしておれば確実に確保する必要がある。

(委員)

若手面接は幹部面接よりも評価が厳しい印象である。

(事務局)

行政B区分は、若手面接と幹部面接を1日で行うので、面接に不慣れな高校生等の場合、若手面接では緊張して思ったように話せないが、次の幹部面接では落ち着いて受け答えができることがある。

(委員)

一般事務職の倍率は4.9倍(②8.3)と大きく下がっているが、受験者の質的なレベルはどうか。採用後の勤務状況をみて検証するだけでなく、平均得点を比較するなど、採用の段階で検証できるのであれば分析した方がよいのではないか。

第4号議案

経験者採用試験筆記試験合格者決定の件

任用課長が、標記試験の実施状況、合格基準及び合格発表日(11月12日)等を説明した後、同試験の合格者(案)を諮り、審議の結果、原案どおり決定した。

(委員)

他の採用試験と比べて女性受験者の割合が少ないが、公務分野は女性が働きやすい職場でもあるので、出産・育児等を理由に退職した人にもっと受験してもらうことはできないか。

(事務局)

優秀な女性を取り込むことは重要だが、経験者採用試験は、民間企業等での職務経験や実績を県政に生かしてもらうことが目的なので、出産・育児等の休業期間の取扱いには検討が必要である。

(委員)

論文試験の点数が低い合格者がいるが大丈夫か。職務経歴書の記載内容の真偽は面接時に確認するのか。

(事務局)

技術系職種は受験者数が少ないため、標準点化すると得点分布の関係上、点数が低くなる可能性があるが、最低合格基準は満たしており、問題はない。職務経歴書は、面接時に確認しており、記載内容に虚偽や誇張があれば判別できる。

第5号議案

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則制定の件

報告事項1

都道府県人事委員会勧告の状況

給与課長が、各都道府県の人事委員会勧告の状況を報告するとともに、標記規則の改正内容等を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

(委員)

パートタイム会計年度任用職員の期末手当の算定方法はどのように行っているの

か。

(事務局)

パートタイム職員の報酬は、勤務時間で按分した常勤職員の給料表の額を月額支給することを基本としており、決められた報酬月額に支給月数（現行は年間2.55月）を乗じた額を期末手当として支給している。時間額や日額支給の職員は、月額に換算した上で支給月数を乗じている。

報告事項 2

任命権者が行った処分

任用課長が、教育委員会が行った6件の懲戒処分の内容及び理由を説明した。

(委員)

死亡交通事故の事案で、職員の過失割合は考慮しているのか。

(事務局)

県教委の処分指針上、飲酒運転以外の死亡等交通事故事案では、免職、停職又は減給とされており、職員の過失割合も考慮して処分の量定が行われている。

(委員)

「加害教諭の非違行為を知らずながら適切に対応しなかった」として減給という厳しい処分が行われているが、どのような状況だったのか。

(事務局)

当該教諭は、加害教諭には口頭で注意し、被害生徒及び他の職員には、加害教諭と被害生徒が2人きりにならないよう促していたが、管理職には報告していなかった。

報告事項 3

看護師等採用候補者選考試験（第3回）の実施状況

任用課長が、標記試験の実施状況を報告した。

報告事項 4

職員採用ポータルサイトの開設

任用課長が、標記サイトの概要及び同サイトに掲載予定の知事メッセージ動画をモニターに表示して説明した。

(委員)

受験希望者は、このサイトから問合せができるのか。

(事務局)

職員採用に関する問合せ用の専用アドレスを設けており、各ページにメールアドレスを記載している。

閉 会